
平成27年 第1回(定例)須恵町議会 会議録(第1日)

平成27年3月3日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成27年3月3日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 2号 町営路線の廃止、変更及び認定について
- 日程第 7 議案第 3号 平成26年度須恵町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 8 議案第 4号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第 5号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第 6号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第 7号 平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第 8号 平成26年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第 9号 須恵町いじめ防止等対策推進条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 須恵町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 須恵町立幼稚園入園料及び授業料徴収条例の全部を改正する条例
- 日程第17 議案第13号 須恵町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第18号 須恵町立幼稚園授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第24 議案第20号 平成27年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第25 議案第21号 平成27年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第26 議案第22号 平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第27 議案第23号 平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第28 議案第24号 平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について

日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1 号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 2 号 町営路線の廃止、変更及び認定について
- 日程第 7 議案第 3 号 平成 2 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 8 議案第 4 号 平成 2 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 2 6 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 0 議案第 6 号 平成 2 6 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 1 議案第 7 号 平成 2 6 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 8 号 平成 2 6 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 3 議案第 9 号 須恵町いじめ防止等対策推進条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 須恵町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 須恵町立幼稚園入園料及び授業料徴収条例の全部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 須恵町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 須恵町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 須恵町消防団条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 須恵町立幼稚園授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 須恵町固定資産評価員の選任について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 2 7 年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 2 7 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 2 7 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度須恵町水道事業会計予算の提出について

出席議員（14名）

1 番	田ノ上	真	2 番	百 田	輝 子
3 番	松 山	力 弥	5 番	田 原	重 美
6 番	荒 木	敏 光	7 番	吉 本	實
8 番	合 屋	伸 好	9 番	今 村	桂 子
10 番	三 上	政 義	11 番	柴 田	真 人
12 番	猪 谷	繁 幸	13 番	藤 石	豊
14 番	原 野	敏 彦	15 番	三 角	良 人

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	合 屋 栄 一	主任主事	白 水 誠
-----	---------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長・・・・・・・・・・中 嶋 裕 史	副町長・・・・・・・・・・平 松 秀 一
教育長・・・・・・・・・・安河内 文 彦	教育次長・・・・・・・・・・印 藤 勝 人
理 事（事業統括）・・・安 川 敏 幸	
総務課長・・・・・・・・・・今 泉 俊 裕	まちづくり課長・・・・・・・・吉 松 良 徳
住民課長・・・・・・・・・・満 行 誠	税務課長・・・・・・・・・・櫻 木 幹 夫
健康福祉課長・・・・・・・・畑 江 達 也	都市整備課長・・・・・・・・安河内 久 人
地域振興課長・・・・・・・・安河内 隆	都市整備課付課長・・・・・・百 田 剛
上下水道課長・・・・・・・・石 井 浩 二	子ども教育課長・・・・・・・・稲 永 修 司
出納課長・・・・・・・・・・大 塚 信 夫	
総務課課長補佐・・・・・・平 山 幸 治	監査委員・・・・・・・・・・百 田 清 二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

三寒四温でだんだんに暖かくなってくると思われていますが、今日のような寒い日がございます。卒園式・卒業式を挟んでの長丁場になります。議員各位、体調には十分気をつけて、最後まで務めを果たしていただきたいと思います。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思いますので、よろしくお願いします。

ただいまから平成27年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

○議員（6番 荒木 敏光） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果を報告します。

2月25日午前9時から議会運営委員会を開催し、平成27年第1回定例会の運営について協議検討いたしました。

今回提出された案件は、議案が25件、町長諸報告及び閉会中の組合議会報告4件です。

委員会付託については、議案第3号及び議案第20号から第25号を予算審査特別委員会に付託し、議案第1号及び議案第19号は本日議決するようにしております。残りの案件については各委員会に付託します。

なお、議案第20号から議案第25号は関連議案でございますので、一括議題といたします。

会期は、本日3月3日から3月19日までの17日間といたしております。中本会議は3月6日午前10時から、一般質問は3月9日午前9時から行います。

また、全員協議会を3月6日の中本会議終了後、開催します。

現場視察については、3月4日は午前9時半から、3月10日は午前9時から行いますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、税務課及び住民課より専決処分の申し出があっております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月19日までの17日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を本日から3月

19日までの17日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番議員、11番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 27年度の第1回の定例会でございますけれども、議員各位におかれましては、今期最後の議会ということになろうかと思うわけでございます。定例会を招集いたしましたところ、年度末、何かと御多用の中、全員の御出席を賜り、ありがとうございました。

それでは、諸報告を申し上げます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略について

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略について、まちづくり課の件でございますが、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯どめをかけるとともに、東京一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことが、喫緊の課題となっております。

このため、国においては、昨年「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、昨年末12月27日には、人口の減少と将来の姿を示し、今後目指すべき方向性を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び今後5カ年の目標や基本的方向性、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がそれぞれ閣議決定されました。

地方公共団体においても、「まち・ひと・しごと創生」については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があり、本町においても、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」を策定し、これを踏まえて、今後5カ年の目標や基本的方向、具体的施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定に取り組むこととしております。

まず、「地方人口ビジョン」ですが、2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進むことが予測され、2020年代初めには、毎年60万人程度の減少であります。2040年代になりますと、民間政策提言機関の試算では、毎年100万人程度まで減少し、全国では896、現在1,722の市町村があるわけですが、その市町村が消滅するという可能性がある、波乱を巻き起こしておるところでございます。

そういったことを踏まえまして、2060年までを基本とした中長期展望に立った、自然増

減・社会増減を予測した、人口の現状分析・人口の将来展望が義務づけられております。

次に、「地方版総合戦略」ですが、これは2015年度中に策定し、2019年度までの5年間で、「地方における安定した雇用を創出する」・「地方への新しい流れをつくる」・「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」・「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連結する」など基本目標が掲げられ、平成27年度政府予算案として、「まち・ひと・しごと創生関連事業」に約1兆円超が計上されております。

この策定に当たっては、行政だけでなく、議員各位や有識者、一般住民を含めた、仮称でございますけれども、「地方版総合戦略策定会議」を設置し、多方面への客観的な分析に基づいて、その課題を把握し、「処方箋」を示したいと考えております。

急なことでありますが、本3月議会にも補正予算として、「地方版総合戦略策定事業費」、「地域消費喚起・生活支援型事業費」として計上させていただき、早急に取り組んでいく所存でございます。

また、27年度は、本町の「第5次総合計画の後期計画見直し」・「コミュニティバスモニタリング調査」等とあわせて、5年ごとに行われる「国勢調査」の実施年でもあります。重複するであろう調査内容等も考えられますので、分析データを有効に活用し、整合性を図りながら信頼できる調査結果を御報告させていただきたいと考えております。

保育所待機児童の支援事業の実施について

次に、保育所待機児童の支援事業の実施について、子ども教育課の分でございます。

「子ども・子育て支援新制度」実施については、今年4月の本格的実施に向けて、前回議会において新制度関係条例の制定、または改正について議決いただいているところでございます。

一方、「須恵町子ども・子育て会議」においては、教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として、5年を1期とする「須恵町子ども・子育て事業計画」の策定作業を進めていただいております。2月の会議において、本編及び概要版の取りまとめが終了したと報告を受けております。本議会において、原稿ではありますが、議員皆様に配付させていただきました。今後は、本計画に沿って子ども・子育て支援の確保・充実を図っていく所存であります。

さて、数年来、抱えている重点課題であります「保育所待機児童問題」についてでございますが、今年度の保育所入所申込者が650名でございました。私立認可保育所を含めて、入所可能人数が510名でありますので、140人が待機となることとなりました。この数字は、今は届出保育所に入所しているとか、あるいは今から職を探すとかいう方も含めての数字であります。保育所が見つからないと4月から職場復帰ができないという優先度の高い方も含まれておられます。

そこで、町独自の子ども・子育て支援の新規事業として、「須恵町待機児童支援事業」を今年度4月から実施することといたしました。

本事業は、認可保育所の入所申し込みをしたが、入所できず届出保育所を利用している児童の保護者に対して、経済的負担を軽減することを目的として、入所している届出保育所保育料と認可保育所に入所した場合の保育料の差額の半額を2号認定子ども、いわゆる3歳から5歳であります。については1万9,000円、3号認定、いわゆる0歳から2歳でございますが、2万3,500円を限度として支給するものでございます。

待機児童問題については、新制度実施によって、さまざまな事業形態の新規事業参入によって解消が期待されているところでございますが、今なお新制度の不確定な部分も残されており、すぐに新たな教育・保育サービスが提供できるという状態にはならないようでございますので、本町にあっては新規事業参入を待つまでもなく、アザレア幼児園の新築拡充によって待機児童の解消を図ってまいります。開園まで時間がかかりますので、当面のつなぎとして有効な施策であると考えております。来年度当初予算に1,104万円の事業費を計上いたしております。議員各位には御理解と御協力を賜り、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

かすや中南部広域消費生活センターの開設について

次に、かすや中南部広域消費生活センターの開設でございますが、これは地域振興課の分でございます。

昨年3月定例議会の諸報告におきまして、平成27年度から、粕屋中南部での広域消費生活センター運営の計画を御報告しておりましたが、その後、須恵町、志免町、宇美町、粕屋町、篠栗町の中南部5町による運営協議会を立ち上げまして、広域化への取り組みについて協議を進めてまいりました。

開設場所でございますが、志免町民体育館の横にあります交番を併設した2階建ての志免町地域安全安心センターの2階になりました。建設資金につきましては、福岡県地方消費者行政活性化基金事業を活用いたしまして、全額志免町負担として建築いたしております。

広域消費生活センターの名称は、新しく「かすや中南部広域消費生活センター」というふうに決定いたしております。建築工事は、2月末に竣工し、広域連携による消費生活相談業務の協定を本年の27年4月1日に結び、同日に開設を予定いたしております。

次に、センターの組織といたしましては、センター長1名、相談員3名、非常勤事務員1名の5名体制とし、相談受付といたしましては、月曜日から金曜日までの週5日、午前10時から午後3時30分までとなっております。

また、本町におきましては、出張相談を月2回、役場2階上下水道課横会議室において行う予定でございます。

次に、センター運営経費といたしましては、福岡県地方消費者行政活性化基金事業を活用いたしまして年間約2,000万円を見込んでおります。そのうち人件費のセンター長1名は志免町負担とし、相談員、非常勤事務員、施設維持管理費等を5町で均等割及び人口割で算出いたしまして、各町負担をするようにいたしております。

なお、本町の負担金といたしましては、当初予算に約110万円を計上いたしております。

開設に伴い、センターの周知・啓発につきましては、広報すえ及びホームページにおいて住民の皆様にお知らせを行うとともに、3月末から4月初めにかけて、街頭啓発を町内で実施し、センター開設の案内を行ってまいります。

ちなみに、平成26年度から志免町との間で相談業務の協定を結びまして、志免町・須恵町消費生活相談窓口を週3回開設いたしております状況を見ますと、平成26年12月末までの本町の窓口相談実績は、延べ70件でありました。そのうち、相談によって救済することができました救済金額が約130万円となっております。

議員皆様、御存じのように、消費生活問題は振り込め詐欺などの悪徳商法は手口が多様化、巧妙化しておりまして、高齢者だけでなく学生などの若年層においても被害や相談の割合が多くなっております。

こういう状況の中、広域連携により情報収集、情報発信、地域被害情報の共有に取り組み、相談体制を強化し、被害の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

今後も安全・安心な消費生活の実現を図るため、将来にわたって消費者行政に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも、議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げます。

平成27年度一般会計予算について

次に、平成27年度当初予算についてでございます。これは、総務課分です。

平成27年度、一般会計の歳入歳出、当初予算の総額は、83億7,000万円で、80億円を大きく上回り、過去最高の予算規模となりました。前年度当初予算に比較いたしますと、4億6,000万円の増額、伸び率は5.8%でございます。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は0.4%の増、法人町民税は1.2%の増、固定資産税につきましては1.1%の増と、いずれも微増であります。町税全体といたしまして1.1%の増、いわゆる2,880万円余りの増収を見込んでおるところでございます。

なお、国家予算の2割を占めます地方交付税でございますが、平成27年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は、26年度比0.8%の減の見込みとして計上されておりますことから、本町への交付額を21億7,000万円ほどを見込んでおりますが、当初予算には、そのうち21億1,600万円を計上いたしております。

それから、昨年4月の消費税の8%への引き上げの効果によりまして、地方消費税交付金につきましては、1億400万円の増額で、3億8,000万円を計上いたしております。

次に、国庫支出金につきましては、昨年度に引き続きまして、消費税率のアップの影響緩和措置としての、所得の低い方、あるいは子育て世帯への「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の財源などを初めとして、2.3%の増の、9億7,700万円程度を見込んでおります。

町債につきましては、臨時財政対策債を3億7,000万円、その他、道路改良事業、須恵東中学校の大規模改造の財源など、合計で5億9,390万円を計上いたしております。

なお、歳入歳出予算、収支不足の財源措置といたしましては、財政調整基金からの繰入金5億2,000万円で対応いたしております。

次に、歳出予算でございますが、まず人件費でございますが、先に職員数の状況を報告いたしますと、26年度の退職者が8人、27年度4月採用職員は4人にとどまりまして、全職員数は前年度から4人減の143人になります。

一般会計におきましては、平均年齢が40歳から39歳へと1歳若くなりまして、平均給料月額は8,259円下がっております。

次に、施設設備、基盤整備事業の、いわゆる普通建設事業費でございますが、須恵中学校の校舎外壁改良、須恵東中学校大規模改造に2億9,300万円。

国の社会資本整備総合交付金を活用しての道路橋梁の改良補修の事業に、およそ2億1,900万円。交通安全施設事業におよそ1,900万円を計上いたしまして、交通の安全の確保、あるいは生活環境の維持・向上を図ってまいります。

また、当初予算には計上しておりませんが、補正要素といたしまして、新アザレア幼稚園の建築工事を、27年度から28年度にわたり、7億5,000万円を予定いたしております。

最後に繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、福岡県介護保険広域連合ほかへの繰出金など、合わせて14億1,700万円を計上いたしております。

以上、平成27年度の一般会計当初予算の報告でございますが、冒頭に申し上げましたとおり、過去最高の予算額となっておりますが、「不要」「不急」の予算は削減いたしまして、必要とされる施策や事業につきましては、本町の財政力が許す限り、積極的に取り組んだ、メリハリのある予算編成ができたものと思っております。

町民一人一人が誇りと愛着を持って生きがいを実感できる、安全で安心な、魅力あるまちづくりに邁進してまいりますので、今後とも、議員各位を初め、町民皆様に御理解と御協力をいただきますよう、あわせてお願い申し上げます。

平成27年度国民健康保険特別会計予算について

次に、平成27年度国民健康保険特別会計の当初予算でございますが、予算総額は38億7,500万円で、過去最大の予算規模でございます。

対前年度比較では5億3,186万2,000円、率にいたしまして15.9%という高い水準の伸びを示しております。

その最大の要因は、共同事業拠出金が4億5,600万円増えたことにあります。これは、一般的な高額医療費にかかる保険者の負担を軽減するために、国保連合会が市町村の国保から拠出金を集め、そこから交付金として、実際の高額医療負担に応じた額を交付するものでございますが、27年度から基準となる対象範囲が全面的に拡大されたため、歳入歳出ともに大幅な増額となったところでございます。

さて、日本が誇る医療保険制度は、皆様御存じのとおり、国民「皆」保険制度のもと、国民誰もが安心して医療を受けることができるものでございますし、日本を世界一の長寿国へと導いてきたところでございます。

ここで、4人に1人は加入しております国民健康保険の現状と課題を申し上げますと、国民健康保険の制度設立当初は、自営業者や農家を想定してつくられたものでございましたが、「失われた20年」とも言われますように、長く続く景気低迷から、現在では会社の社会保険に入れない非正規の労働者、あるいは職を失った方々が国民健康保険に加入したわけでございまして、一方で、日本は世界一の長寿国でありますし、超高齢化社会を迎えておるわけでございますが、平成27年は、いわゆる団塊の世代の最後の方々が、年金を受給する65歳を迎える年であります。それは、労働者人口の減少と年金受給者人口の急激な増大を招くという意味でもありますが、その65歳以上の多くは国民健康保険の被保険者になるわけでございます。

これらの現状が、まさしく国民健康保険が抱えております構造的問題であります。

端的に申しますと、「所得水準が低い、年齢構成が高いために医療費水準は高い」ということ、言い換えれば、他の被用者の保険に比べまして、国民健康保険は保険税負担が重いという構造的な問題を抱えておるところでございます。

厚生労働省では、平成30年度から都道府県が保険財政の運営主体となることを決定しておりまして、3,400億円程度の公費負担を投入するなどの構造的問題への対応を図るとともに、国保基盤強化を進める方針を打ち出しております。

しかしながら、市町村国保の一元的運用を図っていくためには、県内市町村間での保険税や収納率の格差、国保財政が抱える多額の赤字といった課題もございますので、実際に運営主体が県に移管されたときには、保険税率の見直しなども予測されております。

以上、申し上げましたとおり、国民健康保険を取り巻く状況は、依然として厳しいものでございますが、本町といたしましては、平成27年度も引き続き、須恵町国民健康保険の財政安定化

を図りまして、国民「皆」保険制度を、将来にわたり持続可能なものとして努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成27年度水道事業会計予算について

最後に、平成27年度の水道会計予算でございますが、収益的収支予算は、収入額は6億1,656万円で、前年度比3.5%、金額にして2,109万6,000円の増でございます。

支出額は、5億8,942万4,000円で、前年度比2.4%、金額にして1,376万9,000円の増でございます。これは、原水及び浄水費の委託料及び材料費で、ろ過砂代の増によるものでございます。

27年度の収支は、2,713万6,000円程度の利益剰余金が見込まれます。

次に、資本的収支予算は、収入額は1億4,990万円で、前年度比9.4%の減、配水管改良に伴う企業債によるものでございます。

支出額は、3億3,920万4,000円で、前年度比13.7%の減、浄水施設改良費の減によるものでございます。

不足する額1億8,930万4,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できますよう緊急時用連絡管敷設工事を初めとする施設改良費を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容だけを簡潔に御報告していただきますようお願いいたします。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

7番、吉本實議員。

○議員（7番 吉本 實） 7番、吉本實です。

北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。

平成27年2月5日に、古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

まず、北筑昇華苑組合議会副議長について、福津市の市議会議員の任期満了に伴い、欠員とな

っていることから、北筑昇華苑組合理約第7条第1項の規定により、福津市議会永島直行氏が互選されました。

次に、第1号議案は、北筑昇華苑組合議会の定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、毎年1回であった組合議会の定例会の回数を、毎年2回に改めるもので、全員賛成で可決されました。

第2号議案は、北筑昇華苑組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてで、地方公務員法第58条の2第1項に基づき実施する、人事行政の運営等の状況の公表について、休業の状況について公表することとされたことから、それに伴い、条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決されました。

第3号議案は、福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてで、平成27年4月1日から、有明広域葬斎施設組合が名称を変更することに伴い、規約を変更する必要性が生じたため、全員賛成で可決されました。

第4号議案は、平成26年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）について、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ547万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額が、それぞれ3億9,997万円となりました。

財政調整基金積立金1,390万8,000円と、決算見込みによる不用額等の減額によるもので、全員賛成で可決されました。

第5号議案は、平成27年度北筑昇華苑組合会計予算について、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億7,415万円と定めるもので、前年度と比べ、1億2,034万2,000円の減額となっています。

前年度は、歳出において、待合室増築工事の施工管理業務委託及び工事請負費が計上され、施工していますので、今年度の工事請負費は前年度と比べ、大幅に減額となっています。全員賛成で可決されました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議員の報告を求めます。9番、今村桂子議員。

○議員（9番 今村 桂子） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会が、去る2月20日開催されました。組合長諸報告において、し尿処理施設「酒水園」の管理運営につきましては、安定した放流水質が維持されており、本年度から実施している週休運転方式は、管理経費の削減が見込まれることから、今後も状況に応じた対策、修繕を行いながら処理業務を進めたいということでござ

います。

次に、「クリーンパークわかすぎ」の管理運営につきましては、RDF施設及びリサイクル施設、両施設とも順調に稼働しており、大牟田リサイクル発電事業につきましては、運営協議会におきまして、平成27年度の処理単価が現在の1万1,200円から700円の値下げの1万500円で決定され、平成30年度以降5年間の長期事業計画は変更なしということです。

また、事業延長に係る地元協議関係につきましても、稼働延長協議会を8回開催し、協議を重ねているとの報告がっております。

議案第1号は、福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてですが、平成27年4月1日から有明広域葬斎施設組合が有明生活環境施設組合に名称を変更することに伴い、議決を求めるものでございます。全員賛成で可決しております。

議案第2号は、平成26年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてです。歳入歳出予算から2,516万5,000円を減額する補正予算です。

なお、須恵町分担金は597万8,000円減額の5億1,577万3,000円となっており、全員賛成で可決しております。

議案第3号は、平成27年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算についてです。歳入歳出予算の総額を25億3,526万7,000円と定めるもので、前年度比は397万5,000円の減、率にしまして0.16%の減です。

なお、須恵町分担金は、5億2,440万6,000円です。全員賛成で可決しております。詳細は、議員控室において御参照ください。

以上、報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会議員の報告を求めます。5番、田原重美議員。

○議員（5番 田原 重美） 粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成27年2月24日に粕屋南部消防本部において、第1回定例会が開催されましたので、報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更については、平成27年4月1日から有明広域葬斎施設組合が名称を変更することに伴い、規約を変更する必要性が生じたため、全員賛成で可決しました。

議案第2号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成26年の人事院勧告に基づき、国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたため、本消防組合の職員の給料月額及び諸手当等の改正を行うもので、賛成多数で可決しました。

議案第3号平成26年度粕屋南部消防組合一般補正会計予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,775万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,250万円とするものです。

これは、歳出において、26年度分の西出張所建設工事費及び公債費の全額が減額されたものが主なものです。それに伴いまして、26年度分の須恵町の分担金が1,004万822円減額されます。賛成多数で可決しました。

議案第4号平成26年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,400万7,000円とするものです。

これは、年度末において決算見込み額による調整のため、追加となっています。全員賛成で可決しました。

議案第5号平成27年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ26億6,332万5,000円と定めるもので、前年度と比べて7億383万4,000円の増となっています。

これは、主に消防施設費で、西出張所の建設工事費が新たに計上され、消防本部と構成町消防団の消防救急デジタル無線整備工事、また高規格救急車及び救助工作車の更新等によるものとなっています。全員賛成で可決しました。

議案6号は、平成27年度粕屋南部消防組合中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,586万4,000円と定めるもので、前年度と比べて6,000円の増となっており、全員賛成で可決しました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。10番、三上政義議員。

○議員（10番 三上 政義） 御報告いたします。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告をさせていただきます。

平成27年2月25日、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、第1回定例会が開催されました。

議事日程につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号は、福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更についてで、平成27年4月1日から有明広域葬斎施設組合が名称変更することに伴い、規約を変更する必要性が生じたため、全員

賛成で可決いたしました。

議案第2号は、平成26年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第2号）について、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ249万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5,176万6,000円とするものでございます。

これは、年度末において決算見込み額による調整のため、減額となっています。全員賛成で可決いたしました。

議案第3号は、平成27年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計歳入歳出予算について、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,846万5,000円と定めるもので、1,785万円の増となっております。

これは、森林整備事業委託料や林道補修及び作業道開設工事費等によるものでございます。全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第20号から議案第25号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

議案第1号は、外部一部組合の名称変更による組合規約の変更であり、議案第19号は人事案件でありますので、委員会付託を省略し、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、本日採決を行うことに決定しました。

日程第5. 議案第1号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。

提案理由の説明をいたします。

議案書 1 ページでございます。

議案第 1 号福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法の規定により組合理約を別紙のとおり変更するものでございます。これは、先ほどの組合議会の報告でも出てまいりました構成団体の名称変更に伴うものの議会議決でございます。

内容につきましては、次の 2 ページをお願いいたします。

別表第 1、別表第 2 中の有明広域葬斎施設組合を有明生活環境施設組合に名称を変更するものでございます。附則で、この規約は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

次の 3 ページ以降に、新旧対照表でございますが、3 ページは構成団体の名称でございます。一番下のところのその他の欄にあります組合名が変更になってございます。

次の 4 ページ、これも別表第 2 でございますが、議員の選挙区及び定数に関する表でございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第 1 号について、採決に入ります。議案第 1 号は原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第 1 号福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 2 号

○議長（三角 良人） 日程第 6、議案第 2 号町営路線の廃止及び認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内都市整備課長。

○都市整備課長（安河内久人） 議案書 5 ページをお願いいたします。

議案第 2 号町営路線の廃止及び認定についてでございます。

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により別紙町営路線を廃止及び認定したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、町営路線網及び道路台帳の再構築のため、町営路線の廃止及び認定

の必要が生じたので、提案するものでございます。

町営路線の廃止を109路線、新規認定が269路線で、各路線ごとの詳細と路線図を6ページから23ページに添付いたしております。御参照よろしくをお願いいたします。

この廃止・認定につきましては、平成25年、26年度の2カ年で実施いたしました道路台帳整備業務に伴い、認定路線の大幅な見直しによる分割や統合を行い、廃止と新規認定を行うものでございます。

また、開発行為等によって新たに整備された道路及び既存道路周辺の宅地化により、状況が変化した路線につきまして、新規認定をいたします。

今回の提案によりまして、平成26年4月1日時点の町営路線数397路線、総延長111.98キロメートルを改め、新たに557路線、総延長123.1キロメートルとなり、166路線、延長11.12キロメートルの増加となります。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第2号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号町営路線の廃止及び認定についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時5分とします。休憩に入ります。

午前10時56分休憩

午前11時05分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7．議案第3号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第3号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書24ページでございます。

議案第3号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第6号）でございます。

地方自治法の規定により、平成26年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり提

出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成26年度歳入歳出補正予算書により説明をいたします。

補正予算書の1ページでございます。

平成26年度須恵町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,715万1,000円を減額し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ79億8,858万3,000円とする。

第2条、予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

第2条、地方債の補正ですが、地方債の追加変更は第2表地方債補正によります。

第3条、繰越明許費でございますが、地方自治法の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費によります。

第4条、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の廃止は、第4表債務負担行為補正によるものでございます。

2ページ。

第1表ですが、歳入歳出ともに年度末を迎えての決算見込み額による調整を行っております。

まず歳入ですが、8款地方特例交付金、これは留保額の全額計上でございます。

9款地方交付税、これも留保額の計上と国の補正予算に伴います普通交付税調整額の復活戻しの額が含まれております。

13款国庫支出金については、減額となっておりますが、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に基づく国の補正予算の成立に伴い、補助金の追加、その他臨時福祉給付金の補助金等の減額などが主なものでございます。

15款財産収入は、基金利子の増額。

17款繰入金は、財政調整基金の取り崩しの減額を2億1,000万円行います。よって、財調取り崩し額は現時点で2億円というところでございます。

18款繰越金、これも留保額の全額計上でございます。

20款町債3,600万円の増額については、第2表で説明をいたします。

次に、3ページ。

歳出でございます。全体を通して不用額の減額を行いますが、主なものを申し上げます。

2款総務費1項総務管理費においては、地方創生総合戦略の策定の経費など1,599万4,000円の追加。

3款民生費では1項社会福祉費で臨時福祉給付金の不用額の減額、2項児童福祉費は第二学童

保育所の増築工事費などを挙げております。

4 款衛生費 1 項保健衛生費は、各種検診委託料の減額が主なものでございます。2 項清掃費は、清掃施設組合への負担金の減額措置でございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費においては農業集落排水特別会計への繰出金の減などがございます。

それから、7 款商工費には国の補正に伴いますプレミアム商品券発行等の費用が追加となっております。

8 款土木費では、2 項道路橋梁費、これも減額でございますが、社会資本整備総合交付金の減額措置に伴う道路事業費の減でございます。5 項下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰り出しの減。

9 款消防費は、粕屋南部消防組合の負担金の減でございます。

4 ページ。10 款教育費 2 項小学校費においては、第一小学校校舎の耐震補強事業費などの追加、5,815 万 6,000 円。3 項中学校費、ランチサービス開始のための経費等で 2,955 万 3,000 円の追加計上となりました。

次に、5 ページ。

第 2 表地方債補正でございます。

まず、1 番追加といたしまして起債の目的、第二学童保育所増築事業債、限度額 1,330 万円。それから第一小学校校舎耐震補強事業債 2,540 万円。

2 本の追加でございまして、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。これは、国の補正予算に伴い、前倒しして実施する事業の起債を追加するものでございます。

次に、2、変更といたしまして、起債の目的、道路改良事業債、変更前の限度額 4,500 万円を変更後は 4,230 万円に変更をいたします。

起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。社会資本整備事業総合交付金の減額に伴い、その補助裏の起債も減額を余儀なくされたわけでございます。

続きまして、6 ページ。

第 3 表繰越明許費ですが、翌年度に繰り越して使用できる経費としまして。2 款総務費 1 項総務管理費、事業名、地方版総合戦略策定事業 1,000 万円。

3 款民生費 2 項児童福祉費、第二学童保育所増築事業として 3,150 万円。

7 款商工費 1 項商工費、地域消費喚起生活支援型プレミアム付商品券発行事業に 900 万円。

10 款教育費で 2 項小学校費、第一小学校校舎耐震補強事業 5,527 万 5,000 円。3 項中学校費、須恵中学校プールポンプ修繕に 340 万 2,000 円、合わせて 1 億 9 億 1 万 7,000 円の繰越明許費を設定するわけでございますが、これも国の補正予算に伴い、26 年

度の補助金がつきました関係で、今回の町の補正予算に計上した上で、27年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

次に、7ページ。

第4表債務負担行為の補正でございます。

これは、廃止でございますが、第一小学校校舎耐震補強工事、期間、平成26年度から平成27年度まで限度額9,300万円の債務負担行為を廃止するものですが、先ほどの第3表繰越明許費のところで申し上げました第一小学校の耐震工事が国の補正予算で、26年度に前倒しの補助金がつきましたので、27年度までの債務負担行為は今回廃止するものです。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第3号を、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第6号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に合屋伸好議員であります。

日程第8. 議案第4号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第4号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） では、議案書は25ページをお願いいたします。

議案第4号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

地方自治法の規定により、平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出補正予算書で説明申し上げます。

別冊の補正予算書は、44ページをお願いいたします。

平成26年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,900万円を減額し、歳入歳出それぞれ33億7,776万2,000円とするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、次のページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

45ページをお願いします。

歳入です。1款1項国民健康保険税、2款1項手数料、ともに決算見込みによる補正でございますが、国民健康保険税につきましては27年1月末の調定及び収納額と、25年度の収納率により算定しました決算見込みによるものでございます。

続きまして、3款国庫支出金から6款県支出金までは、変更申請及び交付決定通知によるものでございます。

3款の国庫支出金は国のほうから、4款療養給付費交付金及び5款の前期高齢者交付金は社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

6款の県支出金は、交付決定通知によるものでございます。

7款1項共同事業交付金の5,300万円の減額は、決算見込みによる補正でございますが、これは高額な医療費に対します国保連合会からの交付金でございます。

8款1項他会計繰入金645万6,000円の増額は、一般会計からの事務費等に対する繰り入れ及び地方交付税で所要の措置がなされております財政安定化繰入金の補正でございます。

10款1項延滞金加算金及び過料85万円の増額、3項の雑入262万5,000円の増額は1月時点の収入額による補正でございます。

次のページ、46ページをお願いします。

歳出になります。1款1項総務管理費及び2款2項の高額療養費は、不用額の補正でございます。

5款1項老人保険拠出金10万円の減額は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知によります補正でございます。老人保険の制度自体は、平成19年度まであった制度でございますので既に廃止されておりますが、医療給付の請求につきましては請求可能な時効期間も考慮に入れる必要がございますので予算計上しているものでございます。

7款1項共同事業拠出金1,210万3,000円の減額は、国保連合会からの確定通知による補正でございます。

8款1項特定健康診査等事業費250万円の減額及び次の9款1項償還金及び還付加算金200万円の減額は、決算見込みによる補正でございます。

最後に、歳入歳出予算の収支の調整としまして、10款予備費を9万円補正しております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第4号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号平成26年度須恵町国民健康

保険特別会計補正予算（第４号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第９．議案第５号

○議長（三角 良人） 日程第９、議案第５号平成２６年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は、２６ページをお願いいたします。

議案第５号平成２６年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）。

地方自治法の規定により、平成２６年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の歳入歳出予算書で説明申し上げます。

補正予算書６１ページをお願いします。

平成２６年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５９２万７,０００円を追加し、歳入歳出それぞれ２億８,１３６万９,０００円とするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、次のページ、第１表歳入歳出予算補正により説明申し上げます。

６２ページをお願いします。

歳入です。１款１項後期高齢者医療保険料補正額は、５９２万７,０００円の増額です。これは、２７年１月末の調定額と２５年度の収納率により算定しました決算見込みによる補正でございます。

次の６３ページをお願いします。

歳出です。２款１項後期高齢者医療広域連合納付金５９２万７,０００円の増額は、歳入と同額で計上しました保険料を福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第５号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第５号平成２６年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第 10. 議案第 6 号

○議長（三角 良人） 日程第 10、議案第 6 号平成 26 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の 27 ページをお願いします。

議案第 6 号平成 26 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

地方自治法の規定により、平成 26 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の 68 ページをお願いします。

平成 26 年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,948 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 11 億 361 万円とするものでございます。第 2 項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正。第 2 条、地方債の追加変更は第 2 表地方債補正により御説明いたします。

次の 69 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入です。主なものは、1 款 1 項負担金、補正額 3,500 万円は受益者負担金を増額補正しております。

2 款 1 項使用料、補正額マイナス 20 万円は決算見込みによる減額補正でございます。

5 款 1 項他会計繰入金、補正額マイナス 2,154 万円は一般会計繰入金の減額補正でございます。

8 款 1 項町債、補正額マイナス 4,280 万円は下水道事業債で工事量の減に伴う減額補正でございます。

次の 70 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費、補正額 1,881 万 2,000 円は委託料、負担金補助及び交付金等の執行残で 1,238 万 6,000 円を減額し、下水道施設整備基金積立金 3,119 万 8,000 円を計上し、これらを差し引きした補正でございます。

2 款 1 項下水道事業費、補正額マイナス 4,829 万 5,000 円は委託料、工事請負費等の落札残及び保障補填及び賠償金の不用額を減額補正するものでございます。

次の 71 ページをお願いします。

第2表地方債補正。1番、追加でございます。

起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金大型補正分、限度額120万円。

起債の方法、利率、償還の方法は従来のとおりでございます。

2、変更でございます。

起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,670万円を2,120万円に変更します。これは、26年度流域下水道建設費の確定に伴う減額補正でございます。

次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億9,330万円を2億5,480万円に変更。これは、町工事量と水道保障費の減及び落札残等による減額補正でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第6号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第11．議案第7号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第7号平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の28ページをお願いします。

議案第7号平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

地方自治法の規定により、平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の80ページをお願いします。

平成26年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ156万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,790万5,000円とするものでございます。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次の81ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項分担金、補正額17万9,000円は、受益者分担金を増額補正しております。

2款1項使用料、補正額280万円は、決算見込みによる増額補正でございます。

3款1項他会計繰入金、補正額マイナス836万7,000円は、一般会計繰入金の減額補正でございます。

4款1項繰越金、補正額382万8,000円は前年度の繰越額が確定しましたので、増額するものでございます。

次の82ページをお願いします。

歳出です。主なものは、2款1項農業集落排水事業費、補正額マイナス120万円は需用費の決算見込み及び委託料の執行残でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第7号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号平成26年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12．議案第8号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第8号平成26年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の29ページをお願いします。

議案第8号平成26年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法の規定により、平成26年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおりに提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の87ページをお願いします。

第1条、平成26年度須恵町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

最初に、収入。第1款第1項営業収益、補正予定額412万2,000円は水道使用料及び受託工事収益の決算見込みでございます。

次に、支出の部です。第1款第1項営業費用、補正予定額マイナス867万7,000円。

主なものは、原浄費及び配給費の修繕費、材料費、受水費等の決算見込みでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入。第1款第1項負担金、補正予定額マイナス2,400万円は、移設保障費に伴う工事負担金の減額でございます。第2項企業債、補正予定額マイナス3,830万円は、緊急時用連絡管及び城山地区排水管改良に伴う企業債の減額でございます。

支出。第1款第1項改良費、補正予定額マイナス1億1,000万円は、下水道工事に伴う工事請負費及び配水管改良に伴う工事請負費の工事量の減による減額並びに緊急事業連絡管実施設計委託料の執行残でございます。

第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,006万3,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次の88ページをお願いします。

第4条、企業債の目的。

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次に定めるところによる。

起債の目的、水道事業債、限度額6,020万円。

起債の方法、利率、償還の方法は従来のとおりでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第8号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号平成26年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第9号須恵町いじめ防止等対策推進条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） 議案書30ページでございます。

議案第9号須恵町いじめ防止等対策推進条例の制定について。

須恵町いじめ防止等対策推進条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由は、いじめ防止対策推進法の公布に伴い、いじめ防止等の対策の基本となる事項を定めることにより、その対策を総合的かつ効果的に推進するため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

本条例は、法の規定に基づきまして、いじめ防止基本方針を定めること及びいじめ問題対策連絡協議会や、附属機関として、いじめ問題専門委員会並びにいじめ防止等調査委員会を設置することを定めるものでございます。

３２ページに、附則として、この条例は平成２７年４月１日から施行すると定めております。

以上、御審議方よりお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第９号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第９号須恵町いじめ防止等対策推進条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第１４．議案第１０号

○議長（三角 良人） 日程第１４、議案第１０号須恵町教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） 議案書３３ページでございます。

議案第１０号須恵町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について。

須恵町教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成２６年６月２０日に公布されたことに伴い、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

本条例は、法の改正により教育長が特別職となり、その職務専念義務が定められたことに伴いまして勤務時間等の勤務条件を定めるものでございます。

３４ページに、附則といたしまして、１項で、この条例は平成２７年４月１日から施行する。２項で、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に在職する教育長がその教育委員会の委員としての任期中である場合においては、なお従前の例によると定めております。

以上、御審議方よりお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第１０号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第１０号須恵町教育長の勤務時間等に関する条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 5. 議案第 1 1 号

○議長（三角 良人） 日程第 1 5、議案第 1 1 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） 議案書 3 5 ページをお願いします。

議案第 1 1 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成 2 6 年 6 月 2 0 日に公布されたことに伴い、関係条例の整理を行うため、当該条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

本条例は、法の改正によりまして、いわゆる教育委員会制度改革によって改正が必要となります 5 つの関係条例を改正するものでございます。

なお、3 7 ページの附則第 1 項で、この条例は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する、それから第 2 項で、この条例の施行の際、教育長がなお従前の例により在職する場合は、それぞれの条例の改正前の規定は、なおその効力を有すると定めております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 1 1 号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 1 1 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 6. 議案第 1 2 号

○議長（三角 良人） 日程第 1 6、議案第 1 2 号須恵町立幼稚園入園料及び授業料徴収条例の全部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） 議案書 4 1 ページをお願いいたします。

議案第 1 2 号須恵町立幼稚園入園料及び授業料徴収条例の全部を改正する条例。

須恵町立幼稚園入園料及び授業料徴収条例の全部を改正する条例を別紙のとおり提出するもの

でございます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法の制定に伴い、当該条例の全部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

本条例は、法の制定によりまして、幼稚園保育料を所得の階層ごとに設定することとなりましたため、全部を改正するものでございます。

43ページの附則で、この条例は法の施行の日から施行すると定めております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第12号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号須恵町立幼稚園入園料及び授業料徴収条例の全部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

日程第17. 議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第13号須恵町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書46ページでございます。

議案第13号須恵町行政手続条例の一部を改正する条例。

須恵町行政手続条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案の理由でございますが、国の法律でございます行政手続法の一部を改正する法律が26年6月に公布され、27年4月1日から施行されることに伴い、本町の条例の一部の改正を提案するものでございます。

行政が行う処分や行政指導などの手続を規定し、行政運営における公正の確保と透明性を図り、国民の権利・利益の保護に資することを目的として制定されたものでございます。

次に、47ページ。以降が条例改正の内容でございます。

次の48ページの一番下、附則でございますが、施行期日。第1項、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。それから第2項において、須恵町税条例の一部もここで改正をいたします。行政手続条例を引用しております須恵町税条例について項のずれを修正するものでございます。

次の49ページ以降に新旧対照表を載せておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第１３号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第１３号須恵町行政手続条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第１８．議案第１４号

○議長（三角 良人） 日程第１８、議案第１４号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。

今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書５７ページでございます。

議案第１４号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、選挙時における不在者投票指定施設における外部立会人の費用弁償額について条例で定めるため、条例の一部改正を提案するものでございます。

条例改正の内容は、次の５８ページでございます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する額を定めた別表中、期日前投票所の投票立会人の次に、「指定施設における不在者投票の外部立会人日額１万７００円。ただし、１日に満たない場合は従事した時間で案分して得た額とする」をつけ加えるものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次の５９ページに新旧対照表をつけております。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第１４号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第１４号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第１９．議案第１５号

○議長（三角 良人） 日程第１９、議案第１５号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書は、６０ページをお願いいたします。

議案第１５号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由でございますが、昨年に実施されました人事院勧告に基づきます今後3年間の給与制度の総合的見直しに係る一般職及び特別職の国家公務員の給与改定に準じて町職員等の給与改定を行うため、条例改正を提案するものでございます。

条例の表題で、「一般の職員の給与に関する条例等」とうたっておりますように、一般職の職員の給与の改正とあわせまして、議員報酬の改正並びに特別職の給与の改正、合わせて3本の条例の改正をこのたび行うものでございます。

次の61ページをお願いいたします。

条例改正の内容でございますが、まず第1条が一般職の職員の給与の条例改正でございます。

次の62ページ。

第2条が、須恵町議会議員の議員報酬の一部改正でございます。

第3条が、特別職及び教育長の給与の一部改正でございます。

2ページ飛んでいただきまして、64ページをお願いいたします。64ページから65ページ。

これが、一般職員の行政職給料表、別表第1でございますが、平均改定率マイナス2%の引き下げ、それから3級以上の給与の50歳代後半層が多い号給は最大で4%の引き上げを行うものでございます。

続きまして、66ページの新旧対照表で簡単に御説明をいたします。

66ページの新旧対照表、第9条地域手当でございますが、改正前の地域手当第9条100分の3を乗じて得た額というこの額、地域手当3%、これを改正後は100分の6%に改定をいたします。

それから、18条の2では管理職員特別勤務手当の規定の改定でございますが、残念ながら須恵町におきましては、管理職員特別勤務手当は支給しておりませんので、この辺は割愛させていただきます。

次に、67ページ。

第20条、勤勉手当でございます。

第2項の第1号については一般の職員、第2号については再任用職員の勤勉手当の率でございますが、26年12月の改定で0.15月分のアップを改定いたしました。1年分につきましては26年12月の勤勉手当を支給しておりますので、27年度以降は6月と12月の2回に分けて支給するということで、アップ率を半分ずつに分けて支給するということで、年間のアップ率に関しては変更ございません。

以下、下のほうの附則、第2項につきましては、給与制度の総合的見直しの制度完成、平成

30年3月末までにおける6級以上55歳以上の1.5%の減額措置を制度完成時には廃止するというごさいます。

それから、69ページをお願いいたします。

69ページの上段が、議会議員の議員報酬の改正条例でございす。

期末手当につきまして、これも26年の改定につきまして0.15月アップしておりますが、今後27年度は6月と12月に期末手当を支給する分に半分ずつ上乗せして支給を行うという改定でございまして、年額の改定率につきましては変更ございせん。下の段の、教育長の給与に関する条例改正も同様の措置でございす。

62ページに戻っていただきたいと思います。62ページ中段から下でございす。

附則で、施行期日。第1条、この条例は27年4月1日から施行するものでございす。

第2条につきましては、切りかえ日27年4月1日前の異動者の号給の調整。

第3条につきましては、経過措置といたしまして激変緩和のため、3年間の経過措置、減給保障の規定を盛り込んでおります。

次に、63ページ。

一番下のほうの第4条でございすが、平成30年3月31日、つまり総合的な見直しの制度完成時までにおける地域手当の特例でございすが、先ほど3%から6%へ引き上げということを申しましたが、制度完成までの間、100分の6とあるのは、100分の6を超えない範囲内で規則で定める割合とするもので、規則で定める割合として、平成27年度は4%の支給、28年度は5%、29年度は6%の支給という支給割合を規則で定める予定にいたしております。

第5条は、規則への委任規定でございす。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。

再開を13時といたします。休憩に入ります。

午後0時00分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 20. 議案第 16 号

○議長（三角 良人） 日程第 20、議案第 16 号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。安河内地域振興課長。

○地域振興課長（安河内 隆） 議案書 70 ページでございます。

議案第 16 号須恵町手数料条例の一部を改正する条例。

須恵町手数料条例の一部を改正する条例について別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由といたしましては、農地法の改正に伴い、農地台帳情報の閲覧等に係る手数料を徴収するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

72 ページ、新旧対照表をお願いいたします。

別表 2 の右側、改正前でその他の証明の欄の上に、左側、改正後、事務内容として農地法第 52 条及び第 52 条の 3 に基づく農地に関する情報の提供、農地台帳に関する証明書の交付、手数料の名称として農地に関する証明書、閲覧、要約書の交付手数料、単位として 1 件、手数料の額として 300 円の欄を加えた形に改めるものでございます。

71 ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 16 号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号須恵町手数料条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第 21. 議案第 17 号

○議長（三角 良人） 日程第 21、議案第 17 号須恵町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書 73 ページでございます。

議案第 17 号須恵町消防団条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町消防団条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由は、消防組織法が改正されたため、町の条例の一部を改正するものでございます。

74ページに条例改正の内容でございますが、従来規則に定めておりました消防団の設置・名称・区域等につきまして、今回条例の中に定めるものでございます。

内容につきましては、特段の変更があるわけではございません。

附則で、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以下、75ページ、76ページに新旧対照表をつけておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号須恵町消防団条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第22．議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第22、議案第18号須恵町立幼稚園授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。稲永子ども教育課長。

○子ども教育課長（稲永 修司） 議案書77ページをお願いいたします。

議案第18号須恵町立幼稚園授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。

須恵町立幼稚園授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、当該条例を廃止する必要性が生じたので提案するものでございます。

本条例につきましては、議案第12号によりまして、所得階層ごとに幼稚園の保育料が設定されることによりまして、実質減免後の保育料が定められるということになるため、廃止するものでございます。

78ページに、附則といたしまして、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行すると定めております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第１８号須恵町立幼稚園授業料等の減免に関する条例を廃止する条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

日程第２３．議案第１９号

○議長（三角 良人） 日程第２３、議案第１９号須恵町固定資産評価員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） ７９ページ。

議案第１９号須恵町固定資産評価員の選任についてでございますが、地方税法の第４０４条２項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

住所、大字上須恵４６８番地。氏名、平松秀一。生年月日、昭和２９年１２月５日生まれ。任期が平成２７年４月１日からでございますが、提案理由といたしまして、現固定資産評価員であります大塚信夫、今会計管理者でございますが、平成２７年３月３１日をもって退職のために辞任しますので、その後任について提案するものでございます。

経歴書については、次ページ８０ページに載せておりますので参照していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。討論を省略し、これより採決を行います。本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第１９号須恵町固定資産評価員の選任については、原案のとおり可決し、同意することに決定しました。

日程第２４．議案第２０号

日程第２５．議案第２１号

日程第２６．議案第２２号

日程第２７．議案第２３号

日程第２８．議案第２４号

日程第２９．議案第２５号

○議長（三角 良人）

日程第24、議案第20号平成27年度須恵町一般会計予算の提出について、
日程第25、議案第21号平成27年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、
日程第26、議案第22号平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、
日程第27、議案第23号平成27年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、
日程第28、議案第24号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、
日程第29、議案第25号平成27年度須恵町水道事業会計予算の提出について、
以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。まず、議案第20号について。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案第20号平成27年度須恵町一般会計予算の提出について提案理由の説明をいたします。

別冊の平成27年度一般会計歳入歳出予算書をお願いいたします。

予算書の1ページをお開きください。

平成27年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ83億7,000万円と定める。第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

第2条の地方債は、第2表地方債によって説明いたします。

第3条の債務負担行為は、第3表債務負担行為により説明をいたします。

第4条におきまして、一時借入れの最高額を6億円と定めております。

第5条におきましては、歳出予算の流用について同一款内における給料、職員手当等の人件費の各項の間の流用ができる旨の規定をいたしております。

それでは、3ページの第1表歳入歳出予算ですが、町長の諸報告と一部重複する部分もございますが、まず歳入ですが、歳入の主な構成比、対前年度比較を申し上げます。

1款町税は、歳入全体の31.1%、対前年比2,885万円、1.1%の増収を見込んでおります。

第2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金までは、平成27年度地方財政計画における対前年伸び率に基づいて計上をいたしております。その中でも、地方消費税交付金は、歳入全体の4.5%ですが、御存じのとおり昨年4月から消費税率が5%から8%へ引き上げられまして、その消費税率のうち地方消費税については1%から1.7%へ引き上げられましたが、事業者から納付されます消費税の昨年4月から12月までの9カ月分について、税率引き上げ後の税額が収入されることから、地方消費税交付金につきましては26年度の収入見込み額の40%増、前年度予算比37.3%増で計上いたしております。

9 款地方交付税は、歳入全体の 25.3%でございます。

平成 27 年度においては、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額については、実質的に平成 26 年度の水準以上に確保されておりますが、地方交付税については地方財政対策における出口ベースの交付額は 26 年度比 0.8%の減収と見込まれることから、財源留保額を見込んだ上で当初予算においてはマイナス 1.3%減で計上をいたしております。

11 款分担金及び負担金は、中学校ランチサービス負担金 2,160 万円の新規追加で、16.4%の伸びでございます。

4 ページ。

13 款国庫支出金、構成比 11.7%ですが、子ども・子育て支援新制度開始に伴う施設型給付費、それから障害者自立支援給付費の国庫負担増、社会保障・税番号制度のシステム整備の補助金、それから須恵東中学校大規模改造の補助金等で 2.3%の増でございます。

14 款県支出金、構成比 5.9%。これも国庫負担事業に見合う県負担の増により 6.5%の増となります。

17 款繰入金につきましては 6.2%、財政調整基金からの繰り入れを 5 億 2,000 万円、現時点で予定をいたしております。

それから、5 ページ。

20 款町債、構成比 7.1%、1 億 2,380 万円の増で、東中学校大規模改造の起債が含まれてございます。地方交付税のところで述べましたが、地方の一般財源総額が相当程度確保されたことで、国と地方で折半する財源不足額が抑えられたため、折半の財源であります臨時財政対策債が 3,600 万円の減となっております。

以上が主な歳入でございますが、1 款の町税から 9 款の地方交付税までの、いわゆる一般財源の割合は 62.4%で、それ以外の財源、17 款の繰入金、20 款の町債の増加に伴いまして、相対的に前年度に比べ、マイナス 2 ポイント、わずかですが、一般財源の割合が低くなっております。

次に、6 ページ。

歳出ですが、まず 2 款総務費は歳出全体の 11.5%、24%の増ですが、1 項総務管理費について自治体クラウドサービス業務、それから社会保障・税番号制度の導入準備経費など OA 関係経費の増。それから、4 項選挙費には統一地方選挙の費用に 2,080 万円余りを計上しております。5 項調査統計費は、国勢調査の費用 1,180 万円などが増額要素でございます。

3 款民生費は、歳出全体の 37%。2%の増加ですが、1 項社会福祉費で国民健康保険特別会計への繰出金が 6,520 万円増の 4 億 2,200 万円。後期高齢者医療給付費、介護保険広域連合への負担金、障害者自立支援費が伸びを示しております。2 項児童福祉費に、町長の諸報告に

もありました待機児童支援事業補助金に1,100万円余りを計上しております。

4款衛生費、構成比13.2%、2.4%の増ですが、これは2項清掃費で、ごみ袋製作費の増加によるものでございます。

6款農林水産業費、構成比2.1%、5.2%の減でございますが、1項農業費で県単事業の農村環境整備事業の減によるものでございます。

7款商工費には、これも町長報告でお話ございました、かすや中南部広域消費生活センターの負担金が含まれております。

7ページ。

8款土木費、構成比9%、7%の減となりましたが、2項道路橋梁費の事業量が社会資本整備総合交付金を充当しての補助事業を優先しての道路改良事業費となっているため、マイナス計上となりました。5項下水道費に公共下水道事業特別会計への繰出金3億2,030万円余りを繰り出すことにしております。

9款消防費では、粕屋南部消防組合の負担金2億7,470万円、南部3町モーターサイレン吹鳴システムの改修費に2,200万円を計上しております。

10款教育費、構成比14.5%、40.3%の増でございます。小中学校のパソコンの共同調達、学習指導要領の改訂に伴う教育振興費の増、中学校ランチサービスの開始による経費、須恵中学校の校舎外壁改修並びに東中学校の大規模改修工事等で大幅な増加となっております。

12款公債費、構成比6.8%、これは14%の減でございます。公債費につきましては、平成20年度以降、連続で減少傾向であります。

次に、8ページをお願いします。

第2表地方債でございますが、起債の目的、臨時財政対策債、3億7,000万円。一般会計収支債610万円。道路改良事業債6,960万円。緊急防災減災事業債2,200万円。これは先ほど歳出で述べました消防サイレン吹鳴システム改修に充てる起債でございます。それから、須恵東中学校大規模改造事業債1億2,620万円。

起債の方法は、証書借入とし、利率は4%以内。償還の方法は、記載のとおりであります。

次に、9ページ。第3表債務負担行為でございます。

債務を負担する行為をすることができる事項として、アザレア幼稚園新築工事、期間、平成27年度から平成28年度まで、限度額7億5,000万円。

公共施設等総合管理計画策定業務委託、27年度から28年度まで、2,000万円。

それから、次はOAシステム関係でございますが、いずれも、期間、平成27年度から32年度まで6年間で、まずネットワーク無線スポット機器リースに4,100万円。

コンビニ交付対応機器リース1,600万円。OCR機器リース料に600万円。バースター

リース料 250 万円。

以上の債務負担行為を設定するものでございます。

以上、提案理由の説明といたします。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 次に、議案第 21 号及び議案第 22 号について。満行住民課長。

○住民課長（満行 誠） 議案書は、82 ページをお願いいたします。

議案第 21 号平成 27 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について。

地方自治法第 211 条の規定により、平成 27 年度須恵町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成 27 年度の特別会計歳入歳出予算書で説明申し上げます。

まず、1 ページをお願いいたします。

平成 27 年度須恵町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 38 億 7,500 万円と定める。この予算総額は、前年と比較いたしまして 15.9%、5 億を超える大幅な増額となっております。第 2 項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算により説明いたします。

次に、3 ページをお願いいたします。

歳入でございします。

1 款 1 項国民健康保険税 5 億 2,650 万 1,000 円、対前年度比は 1.5%の減になります。昨年の 11 月現在の被保険者数と平成 25 年中の所得により試算を行っております。

3 款国庫支出金 7 億 8,495 万 4,000 円、0.9%の増になります。1 項国庫負担金は、国の補助率であります医療費の 32%、2 項の国庫補助金は補助率 9%で算定しております。

4 款 1 項療養給付費交付金は、1 億 5,986 万 7,000 円、0.7%の減になります。退職医療給付費に対しまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。

5 款 1 項前期高齢者交付金は、9 億 6,066 万 1,000 円、11.0%の増になります。社会保険診療報酬支払基金の算出基準により試算しております。前年度は、40%の大幅増でございましたが、依然として右肩上がりの伸びを示しております。

6 款県支出金は、1 億 8,011 万 4,000 円、1.7%の減になります。1 項県負担金は、補助率 4 分の 1 の高額医療費共同事業負担金及び同 3 分の 1 の特定健康診査等負担金でございします。2 項県補助金は、補助率が医療費の 9%の普通調整交付金でございします。

7 款 1 項共同事業交付金は、8 億 4,027 万 6,000 円、81.1%の大幅増です。これは、国保連合会が保険者から集めた拠出金を財源としまして医療費の 30 万円を超えますもの、ない

し80万円以上という高額な医療に対しまして交付するものですが、27年度からは、その対象範囲を全ての医療費とするよう拡充されました。それによりまして、大きな伸びを示しております。

8款1項他会計繰入金は、4億2,200万円、18.3%の増になります。法定外の一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分は2億円を計上しております。

続きまして、4ページ、5ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費は、4,039万3,000円、対前年度比は17.1%の増になります。主に、人件費とレセプト点検の委託料でございます。

2款保険給付費は、24億322万3,000円、3.1%の増になります。1項療養諸費、2項高額療養費の医療費につきましては、26年度の決算見込み額に5%を上乗せして計上いたしております。予算総額に占める割合は、61.4%となっております。

3款1項後期高齢者支援金等と4款1項の前期高齢者納付金等及び6款1項の介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金の算出基準による試算を計上いたしております。

7款1項共同事業拠出金は、8億6,561万2,000円、2倍以上の大幅な増額です。歳入7款の共同事業交付金のところで申し上げましたが、前年度までは30万円を超える医療費を算定対象としていたところの拠出金のほうも、27年度からは全部の医療費を対象とするよう拡充されたためでございます。

8款1項特定健康診査等事業費は、2,731万8,000円、99.5%の増になります。27年度は、新たに被保険者の健康保持・増進を図る予算を計上しております。

以上が、平成27年度須恵町の国民健康保険特別会計の主な予算でございます。

続きまして、議案第22号、議案書は83ページになります。

平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、平成27年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、同じく特別会計歳入歳出予算書で説明申し上げます。

53ページをお願いします。

平成27年度須恵町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,800万円と定める。前年と比較しますと、8.0%の増額となっております。第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたします。

次の55ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 2 億 1,000 万円、対前年度比は 10.4%の増額になります。福岡県後期高齢者医療広域連合が試算しました額を計上しております。

3 款 1 項他会計繰入金は、7,799 万 1,000 円、2.0%の増になります。人件費を含む事務費に係る繰入金と保険料軽減分に相当します保険基盤安定繰入金を計上いたしております。

次の 56 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費は、655 万 4,000 円、対前年度比は 36.1%の減になります。職員 1 人分の人件費が主な予算でございます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金は、2 億 7,962 万 1,000 円、9.9%の増になります。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納しましたものを広域連合へ納付するものでございます。

以上が、平成 27 年度須恵町後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 続いて、議案第 23 号から議案第 25 号について。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 別冊の特別会計歳入歳出予算書の 81 ページをお願いします。

議案第 23 号平成 27 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

平成 27 年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 12 億 700 万円と定めるものでございます。第 2 項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債。第 2 条、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債により御説明いたします。

次の 83 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算。

歳入の主なものは、1 款分担金及び負担金 1 項負担金 1,938 万 3,000 円、前年比 28.9%の増は供用開始面積の増によるものでございます。

2 款使用料及び手数料 1 項使用料 2 億 2,013 万円、5.6%の増は前年度実績による増と、上の原処理区域の切りかえに伴う増を見込んでおります。

3 款国庫支出金 1 項国庫補助金 1 億 4,700 万円、11.4%の減でございます。

5 款繰入金 1 項他会計繰入金 3 億 2,030 万 1,000 円、9.6%の増でございます。2 項

基金繰入金 2,707万6,000円、8.9%の増は平成23年度から26年度までの基金積み立てから当該平成27年度分の基金を繰り入れるものでございます。

7款諸収入2項還付消費税300万円、前年度実績によるものでございます。

8款町債1項町債4億7,010万円、3.1%の減でございます。

次の84ページをお願いします。

歳出でございます。

主なものは、1款総務費1項総務管理費1億8,608万9,000円、対前年比9.1%の増は汚水処理量の増に伴う維持管理負担金の増によるものでございます。

2款1項下水道事業費5億8,117万8,000円、2.7%の減は管渠築造工事等の減によるものでございます。

3款1項町債費4億3,853万9,000円、3.1%の増は償還元金の増によるものでございます。

次の85ページでございます。

第2表地方債でございます。

起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,850万円。次に多々良流域関連公共下水道分、限度額2億9,000万円。資本費平準化債公共下水道分、限度額6,900万円。資本費平準化債流域下水道分、限度額2,520万円。特別措置分、限度額4,740万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法は従来のとおりでございます。

続きまして、117ページをお願いします。

議案第24号平成27年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

平成27年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,800万円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債。第2条、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

119ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。主なものは、2款使用料及び手数料1項使用料649万6,000円、前年比8.8%の減は前年度実績による減によるものでございます。

3 款繰入金 1 項他会計繰入金 4,929 万 4,000 円、4.2%の減でございます。

6 款町債 1 項町債 2,220 万円、6.2%の増でございます。

120 ページをお願いします。

歳出でございます。

主なものは、2 款 1 項農業集落排水事業費 1,410 万 8,000 円、対前年比 6.6%の減は、上の原処理場の防災センターへの改修による光熱費の減によるものでございます。

3 款 1 項公債費 6,270 万 2,000 円、前年比 0.2%の減でございます。

次に、121 ページでございます。

第 2 表地方債。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額 2,220 万円、起債の方法、利率、償還の方法は従来のとおりでございます。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書、一番薄い予算書でございます。こちらの 1 ページをお願いします。

議案第 25 号平成 27 年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

第 1 条、平成 27 年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数 1 万 6 4 戸、前年比 0.8%増の見込みでございます。

(2) 年間総給水量 2 6 1 万 1 1 5 立方メートル。前年に比べ、微増の見込みでございます。

(3) 年間総有収水量 2 4 5 万 8 9 8 立方メートル。こちらも前年に比べ、微増の見込みでございます。

(4) 1 日平均給水量 7,13 立方メートル。これも前年に比べ、微増の見込みでございます。

(5) 建設改良事業費 2 億 6,540 万 1,000 円、前年に比べ 17.7%の減で、これは配水施設及び浄水施設改良事業の減によるものでございます。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第 1 款水道事業収益 6 億 1,656 万円、前年比 3.5%の増。これは、地方公営企業会計基準の見直しに伴い、今年度から新たに作成しました長期前受金戻し入れによるものでございます。

支出。第 1 款水道事業費 5 億 8,942 万 4,000 円、前年比 2.4%の増でございます。

主なものは、営業費用の材料費等の増によるものでございます。

次の 2 ページをお願いします。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第 1 款資本的収入 1 億 4,990 万円、前年比 9.4%の減。これは、配水管改良に伴う企業債借り入れの減によるものでございます。

支出。第1款資本的支出3億3,920万4,000円、前年比13.7%の減。これは浄水施設改良費の減によるものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,930万4,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に第5条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道事業、限度額6,660万円。

起債の方法、利率、償還の方法は従来のとおりでございます。

次に、3ページをお願いします。

第6条、次に掲げる経費の流用については議会の議決を得なければならない。

(1) 職員給与費9,458万4,000円、前年比6.4%の増は人事異動によるものでございます。

(2) 公債費10万円。前年と同額でございます。

第7条、棚卸資産の購入限度額は500万円と定める。これは、前年と同額でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第25号については先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号は予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月6日午前10時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午後1時44分散会
